

林業種苗法（昭和 45 年法律第 89 号）第 10 条第 2 項の規定により、合同会社ウッドラックから次のとおり生産事業者の登録を受けたい旨の届け出があり、同条第 3 項の規定により登録を行った。

令和 6 年 12 月 27 日

山形県知事 吉 村 美栄子

登録番号	生産事業者		登録内容	登録年月日
	名称	住所		
287	合同会社ウッドラック	東田川郡庄内町 余目字猿田 80 番地 6	<b>生産事業の内容</b> 1 苗木 イ 幼苗の育成 ロ 幼苗以外の苗木の育成  <b>事業所の名称及び所在地</b> 合同会社ウッドラック 東田川郡庄内町余目字猿田 80 番地 6  <b>生産事業に係る種苗の採取 又は育成の場所</b> 東田川郡庄内町余目字町 95 番地 1	令和 6 年 12 月 27 日